

# 研修後に手続を希望される方へ

手続に必要な書類一式に必要な事項を全て記入の上、研修開始前に提出してください。  
 なお、不明な点がございましたら、事前にセンターにお問い合わせください。

- ★書類は必ず消えない黒のボールペンで記入してください。
- ★修正箇所は修正テープや修正液を使わず、2重線を引いて消し、上または横の余白部分に正しい文字を記入してください。

## 新規登録申請に必要な書類等

No.	書類等	備考
1	第一種動物取扱業登録申請書（表・裏・備考）	1種別ごとに1枚必要です
2	動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類	
3	第一種動物取扱業の実施の方法	販売業、貸出し業の場合
4	飼養施設の平面図	飼養施設がある場合
5	ケージ等の規模を示す平面図・立面図	飼養施設があり、犬猫を取り扱う場合
6	飼養施設の付近の見取図（地図）	飼養施設がある場合 ※事業所付近の見取図について、飼養施設を設置しない方も提出にご協力ください
7	犬猫等健康安全計画	販売業のうち、飼養施設を設けて犬または猫の販売を行う場合（犬猫等販売業）
8	権原を証明する書類 ・ 場所使用権原自認書（様式1※署名した <b>原本</b> ） ・ 場所使用承諾証明書（様式2※署名捺印した <b>原本</b> ）または権原を有していると認められた賃貸借契約書（※ <b>原本</b> 及び写し）	どちらかを必ずご用意ください。この書類の不備により、申請を受け付けられないことが多いのでご注意ください。
9	法人の登記事項証明書	法人で申請する場合
10	役員の氏名・住所一覧	※発行から3か月以内の原本 備考欄に法人番号を記載する場合は不要です
11	「レターパックプラス」（フチが赤いもの） *宛先に、受取可能な住所を記入してください。 *「レターパックライト」（フチが青いもの）では郵送できません。	登録証の郵送を希望する場合
12	手数料（1種別15,000円、追加1種別につき10,000円）※	

## 動物取扱責任者の変更に必要な書類

No.	書類等	備考
1	第一種動物取扱業変更届出書（様式第7）	変更内容を反映させた登録証の交付には再交付手続が必要です。 （再交付手続は義務ではありません。）
2	動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類（参考様式第1）	
（登録証の再交付を希望される場合は、以下3～6もご用意ください）		
3	第一種動物取扱業登録証再交付申請書（様式第3）	
4	手数料（1種別につき2,800円）※	
5	「レターパックプラス」（フチが赤いもの） *宛先に、受取可能な住所を記入してください。 *「レターパックライト」（フチが青いもの）では郵送できません。	再交付した登録証の郵送を希望する場合
6	交付済みの第一種動物取扱業登録証	お持ちの旧登録証は返納してください。